

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道

●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

25・26 96/8/1

¥200

ICJ(国際司法裁判所)判断は活用できる

- 核兵器は極限状況以外は違法
- 日本の核の傘依存は再検討必要
- NGOの努力の成果
- 国家枠の限界も明らかに

7月8日、国際司法裁判所(ICJ、オランダのハーグ)は国連総会および世界保健機関(WHO)から求められていた核兵器の違法性に関する「勧告的意見」を発表した。今回のICJ意見への評価は分かれている。本誌は、この勧告的意見の積極的側面を重視し、今後の反核運動の有用な財産として、活用できると評価する。(世界法廷プロジェクト「声明」3ページ、立花昭さんのコメント4ページ)

●簡単な経過

今回、ICJは二つの案件について「勧告的意見」を出した。一つは1993年5月にWHOが、核戦争における健康と環境への被害を憂慮する立場から、核兵器の使用が国際法上許されるか否かの勧告的意見を求めたものであり、もう一つは、国連総会が1995年12月に核兵器の使用のみならず、核兵器による威嚇の合法性についても、ICJの勧告的意見を求めるものである。

司法裁判所は、それぞれの機関に参加している各国政府に対して、この問題についての意見陳述書の提出をもとめた。前者については94年9月20日までに、後者については95年の6月20日までに、提出が行われた。前者には35カ国の意見陳述が提出されたが、提出国には

すべての陳述書が送られ、反論・再提出の機会が与えられた。後者についても、28カ国の陳述が提出され、同様な手続きがとられた。

95年10月30日から11月15日まで、ICJは口頭陳述の機会を与え、22カ国がハーグの法廷に立った。

日本政府は、WHOにおいても国連総会においても、勧告的意見を求める決議には棄権して賛成しなかった。WHOに対する陳述書には、「今日の実定国際法に違反するとまでは言えない」と書こうとしたが、世論の大きな反発をかって、取り下げるという醜態を見せた。口頭陳述では、広島、長崎市長に証言の機会を与えることになったが、政府代表は、両市長が感動的証言をもって国際法違反を訴えたあと、二人の証言は日本政府と関係がないと、わざわざ断わった(本誌9号参照)。

米軍ウォッチ

始めます (6ページ)

核兵器をめぐる動向は、世界の安全保障政策の動向と不可分です。この認識から「アジア太平洋地域安全保障」の動きを「複眼的にフォローする欄を第14号から始めました。ところが、沖縄の米軍基地問題が、このテーマを考えてゆくための身近な基本問題であることが、明らかになってきました。そこには、「軍事力による安全保障」を考え直す契機が含まれています。

そこで、限られた紙面ですがこの分野の関心に応えるための情報を載せる「米軍ウォッチ」を始めることにしました。

ウォッチャーとして多くの有志からの協力の申し出をお待ちしています。

第1期総索引、資料索引

挿入ページ

本誌の最初の1年(1号~24号)の総索引と、その中に掲載された資料の索引を載せました。ご活用下さい。

ICJの勧告的意見は、今年の春にも出されると予想されたが、はるかに遅れて7月8日に出された。

●回避しなかった裁判官

今回の勧告的意見の注目すべき第一は、ICJが正面から要請に応えたことである。WHOの提訴に対する35の意見陳述書の中で、9カ国がICJが司法判断をするのは不適切であると主張していた(本誌9号参照)。口頭陳述においても裁判官の出身国的主要6カ国、米、英、仏、

2ページ下段へつづく→◆

最終議長案は最終になれない? 第3会期にずれこんだCTBT交渉

ジュネーブ軍縮会議(CD)の第2会期(5月13日-6月28日)のうちに包括的核実験禁止条約(CTBT)の成文について合意するという目標は達成されなかつた。ラマカーリ議長は第3会期(7月29日-9月13日)冒頭の合意をめざすとして、6月28日に最終的な議長案を提出した。最終案をめぐって、現在水面下の交渉が続いている。現在も1996年内妥結は可能との希望的観測が強い。しかし、予断は許されない。

合意に至らなかつた最大の問題点は「発効」条項であった。また、その手前で難題として立ちはだかった問題に、中国が孤立して固執した「平和的核爆発(PNE)」の扱いがあつた。以下にこの2点について現状を要約する。

◆発効

本誌23号で説明したように、5月28日に提出されたCD核実験禁止委員会ラマカーリ議長(オランダ)が初めて提出した議長草案では、地震計など検証器機を設置する予定の37カ国(5つの核保有国とインド、パキスタン、イスラエルの3つの疑惑国を含む)すべてが批准したときに発効

する、という内容であった。しかし、これだとその後インドが不参加を表明した段階で、インドが参加しない限り条約は発効しないことになる。

そこで、インドなどの参加を追求するが、それによって発効が阻まれないよう、「発効促進会議」(positive conference)を設定し、それに次のいずれかの機能を

付与する案が交渉された。

①ある期間内に発効に必要なすべての国がそろわないときには、すでに批准している国が条約を発効させることができるような、免除条項(waiver provision)をつくる。

②発効に必要な国がそろわないときに、すでに批准した国による「暫定発効」の制度をつくる。

しかし、イギリス、ロシア、中国は、問題
4ページ下段へつづく→◆

非核法制定議員懇談会 第2回会合

6月28日、第2回非核法制定議員懇談会が開かれた。第1回が3月6日に開かれて以来久しぶりの会合である。

この日は、新党さきがけの副代表であり、現経済企画庁長官である田中秀征氏の講演「迫られる核政策の転換」を中心となり、質疑応答を通して非核法についての意見交換が行われた。

田中長官の講演は、本誌でも紹介をした雑誌『世界』(96年1月、2月)に掲載された氏の論文を紹介するものであつたが、自分の思索の結論を、自分の言葉で、熱情をもって語るその語り口は、共感

を誘うものであった。

内容には、議論を深める価値のある数々の提言が含まれていたが、残念ながらそのような会合にはならなかつた。

国会会期が終わった後であったため、国会議員の参加は少なかつた。非核法に向かおうとする集中力をどう作りだしてゆくかが今後の課題となる。

出席した議員は次のとおり。

田中秀征(さ)	衆・長野1区
田中 甲(さ)	衆・千葉4区
金田誠一(さ)	衆・北海道3区
横光克彦(社民)	衆・大分2区
田 英夫(参フ)	参・東京都
竹村泰子(社民)	参・比例区

連絡先:竹村泰子参議院議員事務所(TEL03-3581-3111内線6603)、田中甲衆議院議員事務所(TEL03-3581-5111内線7443)▼

威嚇や核兵器の使用は、極限的な自衛状況(extreme circumstance of self-defense)以外は、国際法に反する、「極限的な自衛状況では、合法か違法かを判断できない」というものである。つまり、核兵器が合法であるという判断は、いかなる場合にもなされないという結論である。

判断不能におちいった例外的な状況というのは、きわめて厳しい条件の場合で「国家の存亡そのものがかかっているような、極限的な自衛状況」で、英語では extreme circumstance of self-defense となっている。

この勧告的意見に対する裁判官の賛否は7対7の同数であったが、ベジャウイ裁判長(アルジェリア)の裁決で採用された。しかし、反対のうちの3票は例外を設けることに反対の立場であり、「ほとんどの場合に核兵器は違法」の意見は、実際には10対4で認められた。

もちろん、この例外的場合の判断停止が、勧告的意見の限界を示した。自衛の

極限的場合で核兵器を使用した場合、守ろうとする国家自身が消滅するかもしれないという、核兵器の特殊性がある。この点は4ページの立花昭さんのコメントが鋭く指摘している。

今回の勧告的意見が、核兵器をどこまで追い込むことができるのかを、検討することが今後の課題となるであろう。「究極的な自衛状況」が集団的自衛を含むと解釈すると、集団的自衛で核兵器のボタンを誰が握るのかなど集団的自衛と核兵器の問題が再検討される必要がある。

立花さんは、ICJの意見によれば広島、長崎への原爆投下は違法であると指摘している(4ページ)。これは、戦勝国への戦争犯罪裁判が必要であることを示している。

もとイギリス海軍中佐であったグリーンさんは、軍がこれまでどおりの核兵器ドクトリンを維持することはできないと主

◆← 1ページからつづく

ロ、独、伊が、この主張を述べた。したがって、専門家の間では、ICJが勧告的意見の提出を回避するのではないかとの予測も強かつた。

結果は驚くべきことに、14人のICJ裁判官のうち、この立場をとったのは日本出身の小田滋氏だけであった。

内容の一部は判断を回避したもの、ほとんど全裁判官が核兵器についての司法判断を回避すべきではないと考え、正面から司法分析を加えたことは、それ自身大きな意義がある。核兵器が、無視できぬ世界課題であることが、示されたといえる。

その意味では、核保有国に対する国際的包囲網は強化された。

●判断不能は「極限的自衛状況」のみ

勧告的意見の眼目は、「核兵器による

「世界法廷プロジェクト」声明

(1996・7・8)

「世界法廷プロジェクト」とは、以下の文中有る如く、IALANA、IPB、IPPNWなどで構成されているNGOであり、核兵器を国際司法裁判所に持ち込んだ影の主人公である。彼らの声明の重みはそこにある。

きょう、国際司法裁判所は画期的な決定を行い、核兵器による威嚇やその使用は、想像できるほとんどどのような状況においても「武力紛争に適用される国際法の規定に反する」と宣言した。

違法性についてのこの完璧な宣言のただ一つの例外として、裁判所は次のように判断した。つまり、「国際法の現状と本法廷が把握できる事実の諸要素にかんがみて、国家の存亡そのものがかかるかかっているような、極限的な自衛状況(extreme circumstance of self-defense)においては、核兵器による威嚇や核兵器の使用が合法であるか違法であるかについて、明確に結論づけることはできない」と述べたのである。

この二つの条項についての単票投票の結果は7対7であり、裁判長が最終決定を行って採択された。しかし、反対票のうちの3票は、核兵器は完全に違法であるという立場であり、「極限状況」の例外に同意できないという理由で反対票を投じた。したがって、実際に核兵器が一般的に違法であるとの判断は10対4であった。

国際司法裁判所は、核不拡散条約(NPT)の第6条を援用して、「厳密で効果的な国際管理の下でのすべての分野にわたる核軍縮を達成するような交渉を誠実に実行し妥結に尊く義務がある」と、全員一致で強調した。

また裁判所は、核兵器も他の兵器と同じように、文民、戦闘員、環境、中立国、子孫世代を保護しなければならないという武力紛争に関する法や、国連憲章による自衛以外の武力による威嚇や使用的禁止に服なければならないことを全員一定で表明した。

国際反核法律家協会(IALANA)の共同議長であるピーター・ワイズは、裁判所の勧告的意見を歓迎し、「これは、ウインブルドンのつづきにふさわしいできごとであった。ノーシードの国々が世界第一位のシード国家に勝ったのだ。裁判所は、法的な分析とNPT

第6条のまじめな取り組みを開始するよう訴えることを通して、核兵器廃絶への明快な海図を示した」と述べた。

世界法廷プロジェクト・イギリスのグリーン海軍中佐(退役)は、「この特筆すべき決定があったならば、私は合法的に核兵器を使うことはできなかつたであろう。この決定は、軍に対して核兵器への姿勢全体を見直す義務を課している。いまや核兵器は、化学兵器や生物兵器と実質的に同じ種類の兵器なのである」と語った。

核兵器が健康や環境に与える結果にかんがみて、世界保健機関(WHO)が核兵器の使用の合法性に関する勧告的意見を求めていたのに応えて、国際司法裁判所は核兵器の合法性の問題はWHOの活動範囲に含まれていないので、訴える資格がないと結論づけた。核戦争防止国際医師の会(IPPNW)のWHO担当員アン・マリー・ジャンソンは、「この提訴は、IPPNWの強い働きかけによってWHOが行ったものである。IPPNWは、核戦争の脅威に応える医学的な手段は、戦争の防止以外にはないと考えたからこそWHOに訴えた。総会の訴えに対して裁判所が、核兵器の破壊から環境や未来世代を守る必要があると述べたことを、私たちは喜んでいる。反面、同じ健康問題が3人の反対の裁判官にしか理解されなかったことに失望している」と論評した。

総会の訴えに対する裁判所の意見は、裁判所に訴えを取り上げないように要求していたアメリカ、イギリス、フランス、ロシアにとって大きな打撃となっている。この裁判はIALANA、国際平和ビューロー(IPB)、IPPNWなど国際的な平和・軍縮団体によって計画された。世界法廷に直接提訴できないので、彼らはWHOや国連総会が勧告的意見を要求するように陳情し、成功した。IPBのフレドリック・ヘッファメールは、「この裁判は、民衆組織が世界法廷のような国際機関を活用することができるという、勇気を与えてくれる実例である。このような国際機関は、もともと政府のためだけではなくて世界の民衆の役に立つためにあるものである」と述べた。

張している。(3ページ声明)

- 現在の核兵器保有量、とりわけ米国の保有量は、「極限的な自衛状況」という範囲に合致するものかどうかが検証されなければならない。
- 日本の防衛政策が、安易に米国の核抑止力に依存するとしていることの、重大さを再認識しなければならない。日本にとって「極限的な自衛状況」とは何か。そのような状況に、アメリカの核の発射権限を誰が握るのか、などが改めて問われ、政策の是非が再検討されなければならない。

●市民運動の成果

もう一つ、今回のICJの司法判断は、平和運動NGOの10数年にわたる運動の結果実現したものであることを忘れてはならない。(3ページの声明参照)

ニューヨークにある「核政策に関する法律家委員会」(LCNP)は、95年11月、

ハーグでの法廷が終わった後、こう感慨を述べた。

「LCNPは、法律を核軍縮に使うことをめざして、そして世界の最高の司法組織である国際司法裁判所に核兵器を訴えるという夢をもって、1981年に発足した。いま、14年の歳月がたって、その夢が現実のものになった。」

LCNPもその一員となって国際反核法律家協会(IALANA)が1988年に結成された。IALANA、核戦争防止国際医師の会(IPPNW)、国際平和ビューロー(IPB)は、国際司法裁判所に核兵器問題を持ち込む運動の推進のために「世界法廷プロジェクト」を1992年に結成した。

WHOでICJに勧告的意見を求める決議を採択させる原動力になったのは、当時バヌアツの保健大臣であったヒルダ・リニである。彼女は非核独立太平洋運動の中心的活動家であった。彼女を助けてNGOが精力的に非同盟国や軍縮に積極的な国々をロビーした。

国連総会に同様な決議を求める原動力は、非同盟諸国会議であった。インドネシアが議長国として働いた。93年の国連総会では、委員会採決段階で断念した。核兵器国からの激しい切り崩しにあって採択が困難となったからである。94年にも、総会での反対動議に日本が賛成するなどさまざまな妨害があったが、賛成78、反対43、棄権38で採択された。このかけひきの中でも、NGOは各政府に懸命のロビー活動を行った。

ICJが各国に意見陳述を求めたときには、世界法廷プロジェクトは核兵器の違法性を論証する「市民の陳述書」や署名を提出した。ICJが、非公式ながら、市民文書を受理したのは初めてのことである。

この長い過程は、NGOが国連機関を有効に動かした実例として、今後の核兵器廃絶運動に活かすことができる。(梅林宏道) M

広島・長崎での原爆使用は違法となる／国家主権を越える立場の必要性が明白になった

7月8日ハーグの国際司法裁判所は、核兵器の脅威と使用について国際法から見た合法性・違法性について勧告的意見を公表した。その中で司法裁判所は、核兵器は一般的には違法であるが、その国の国家としての防衛上の極限状態での使用、威嚇については、法律的判断を意識的に避けた。すなわち、その判断は同裁判の能力を越えるという意味であろう。

そこで現在までの歴史をふり返って、実際に核兵器の使用を考慮した事例をいくつか吟味して、その合／違法性を考察して見ることとする。

1)まずヒロシマ・ナガサキであるが、この場合は原爆投下国は戦勝直前であって、明らかに防衛上の極限状態にはない。したがって当時は別として、これを司法裁判の勧告的意見により現時点で判断すれば明らかに「違法」と判断される事になる。

2)つぎに核兵器国がその使用を真剣に考慮した事例として、ディエンビエンヌの陥落寸前と朝鮮戦争未期の状況を考察して見る。戦場はどちらも核兵器国の本国とははるかに離れた敵国であり、ただ戦況不利のため巻

返し手段としての利用であって、国家防衛上の極限状態とはとても言えない。これも明らかに「違法」と分類されよう。

3)つぎはキューバ危機である。戦史に詳しいわけではないが、当時キューバに核ミサイルが運び込まれたらしいという情報に基づいて米国は同国を海上封鎖し、日曜日の晩までにソ連から回答がなければ、月曜の朝からキューバに上陸作戦開始の予定であった。当時キューバは十数発の中距離核弾頭と三十数発の戦術核を米軍上陸用に準備していたという。この話はまさに敵対国同士が直面した最先端の対立であり、米上陸軍とキューバ軍の間にもし核戦闘が始まってしまおれば、ソ連本国もキューバ軍を孤立させるわけに行かず、米ソ両大陸と欧州を含む大規模な世界核戦争の発端となり、いわゆる「核の冬」の事態さえ出現したと推量できる。それはまさにICJの言う両国の防衛上の極限状態でありICJの判断力をこえる事態であったと言えるだろう。

ICJの判断は当然国家主権に基づく現存法体制を基準とする。もしここで

キューバが平和主義に徹して、米軍侵攻に無抵抗であったらどうなったか。ハバナは直ちに米軍に占領され同国はその委任統治領に準じた扱いとなつて、独立国としての主権を失うことになつたろう。もし核ミサイルを使っていれば、それは核の大戦争となり地球と人類の生存が全面的に問われる事態に至り、最悪の場合「核の冬」が正夢になつたかもしれない。キューバ自体と米国その他の先進国の住民は大多数がほとんど死に絶えるか、重い原爆症で生死不明に苦しむ情勢になつたであろう。

この様な極限状態ではICJは核の国際性につき適正な判断能力を持たない。同時にどちらの場合でもキューバという国は、基本となる国家主権をほとんど永久に喪失することに終つたであろう。

ここに国家主権の問題が発生する。国家主権とはいついか何か。人間としてどこまで守る価値があるのか。

ICJが判断不能となったのは、極限状態まで「国家主権」の立場を固執したからである。もし「人類」本位の立場に立てば人類に壊滅を呼ぶ事態は、明らかに「違法」である。ICJは国境と国家主権の立場に立つ限り極限状態で判断力を失うが、このとき実は、その判断のよって立つ国家主権そのものの実態は全く霧散しているにも関わらず、である。

今回のICJの回答不能は、国家主権の存在が問題の真の解決をいかに疎外しているかを示す典型例の一つである。M(見出し、下線は編集部)

◆◀ 2ページ上段からつづく

の8カ国すべてが参加することに強く固執し、上のいずれの案も合意されなかつた。そのため議長最終案は、きわめて中途半端なものに終わった。つまり：

条約は、次の44カ国(CD構成国と核技術保有国との組み合せ)すべてが批准したときに発効する。その批准を促進するために「促進会議」を、条約成立の3年後には開催し、それ以後毎年開催する。

「促進会議」の役割は、批准を促進するのみであり、発効条件を変えたり暫定発効を決めたりすることはできない。

44カ国とは：

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イスラエル、イタリー、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、ルーマニア、韓国、ロシア、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ベトナム、ザイール(英語名のアルファベット順)

この案ではインドなどが参加するまで永久に説得を続けることになり、最初の困難は未解決のままである。日本政府は、手直し案を作成して、イギリス、ロシアなどの説得に回っていると伝えられ

る。アメリカは、インドなしでも早期発効させることを主張しており、日本の背後にはアメリカがいると考えられる。

◆平和的核爆発(PNE)

土木工事などに核爆発を使うPNEをCTBTで禁じるべきでないという主張にもとづいて、中国は10年後の条約見直し会議に平和的核爆発を再検討するという条項を、条約の基本義務条項に追加することを提案していた。これが容れられなければCTBT参加は難しいとさえ、中国は強硬に主張した。

条約にPNEの言葉が入ることに強く
7ページ下段へつづく ➡◆

米議会沖縄問題公聴会

一年で大きな変化

米議員の沖縄認識

4月17日、橋本・クリントン会議で日米安保共同宣言が出されたのと同じ日、米下院国際関係委員会アジア太平洋小委員会(委員長:ダグ・ビーライター、共和党、ネブラスカ州)において、「北東アジアにおける安全保障—沖縄から非武装地帯まで」という公聴会が開かれた。

まず、何よりも、ビーライター委員長の状況認識のエッセンスを紹介する。それを一年前に国防省が作成した日米安保関係報告書の一節と比較していただきたい。米議会人がやっと沖縄問題の重要さを正確に認識はじめたのである。この一年間の変化は大きい。

実際、普天間基地返還一つとっても、確定的な改善はなに一つ実現していない。しかし、「問題がそこにある」ということが、やっと初めて認識されたのである。

1995年3月

「日本政府が領土内の施設および区域の使用を米国に対して認めているのは、日本国民がそうすることが両国共通の利益になるとを考えているからである。ほとんどの日本人は米国のプレゼンスを歓迎

し、米国が日本の防衛と地域の安全の維持に果たしている役割を理解している。」(米国防省、日米安保関係報告書)

1996年4月

「普天間返還などの合意はバンド・エイドで応急手当したようなものに過ぎず、在日米軍の存在についての日本の一般市民の感情に見られる、より深く長期にわたる問題を解決するものでないことは明白である。実際、沖縄の市民の中にはこの決定にすでに怒りを表明している。結果として、沖縄のほかの基地が強化されるからである。沖縄県知事も、この決定は十分ではないと言い、2015年までの島内のすべての基地の閉鎖を要求している。ほんの数週間前には、数千の沖縄住民が米軍基地の存在に反対してデモをした。橋本首相は、沖縄県が基地の土地のリースを拒否したために米軍が継続駐留することができるような非常措置をとらなければならなかった。

私はまた、細川前首相が先月、基本的には日米関係の再検討を要求する発言をしたことにも注目したい。彼の発言の中で細川氏は、米海兵隊の全面撤退を呼びかけ、米軍の駐留のために日本政府が費用の負担を負いすぎているとのめかした。不幸にも、日米安全保障関係についての日本人の批判は、二国間の安全保障関係の利益が、日本にきわめて有利であることを忘れている日本人が増えていることを表している。この点はクリントン政権が、わが軍の駐留についての日本人の不満に応えるときに、しばしば忘れている点である。」(ビーライター委員長、公聴会あいさつ)

「普天間返還が問題の解決でないことは明白」(ビーライター委員長)

ビーライター委員長の認識にも係わらず、4人の証言者は、沖縄問題で現に進行している事態に踏み込んだ証言をしていない。しかし、大局的な東アジア安保について、注目すべき率直な論点を提出している。3人の証言から、興味深い一節を以下に抜粋する。

●パトリック・M・クローニン

クローニンは、極東条項(第6条)をアジア太平洋に拡大解釈している。しかし、在日米軍の大きさは削減できることを間接的に述べている。

「協定されて20年になる日米防衛ガイドラインの見直しを通じて、米国は、日本の国

際的安全保障への義務について広範な国民的関心を呼び起こすことができるであろう。我々の目標は、安保条約第5条の『(ほとんど排他的ともいえる)日本の防衛』の最優先ではなく、第6条の『地域の安全保障』を強調するよう着実に前進することでなければならない。(略)

沖縄における事件による黒雲の中での一つの希望の兆しは、日本の中で安全保障についての討論が内在化されたことである。」

「日本において重要なことは、我々のコミットメントの深さと信用である。それは、外国における兵隊の数などのような時代遅れの規準ではかることはできない。米国は、部隊の大きさがさまざまに変わっても、米国のこの地域での関与を十分に明らかにすることができます。しかし、部隊の規模や形態がどのようなものであろうと、それらは我々の最新の装備と、米国にふさわしいイメージを、この世界でもっともダイナミックな地域に伝えることのできる

もつとも訓練された部隊を代表するものでなければならぬ。」

●ジョナサン・D・ポラック

ポラックは、東アジアにおいて米軍がプレゼンスを維持するためには、住民の理解が必要であると述べている。そして、韓国においても、沖縄と同様、基地への反発が起きていると指摘している。この指摘は注目に値する。

「韓国や日本への切迫した物理的脅威が減少するだろうという予測に立つと、我々は二国間の利害対立（基地を配置することから技術移転、経費負担にいたるまで）の可能性が増大するという予測をしなければならない。（略）

最近の沖縄における緊張、同様に韓国で起こっている軍用地使用の再交渉への抵抗は、米国が安全保障上の結びつきの継続を両国のリーダーとの間のみでなく一般国民との間でも確保しようとするのかどうかをはっきりさせる必要性があることを表している。私は、米日、米韓はそれぞれが別の道を歩むよりも、継続的な密接な関係を持つことからなるかに多くの利益を得るだろうと考える。昨今の状況のもと、何十年にもわたって培われたきずなや義務感が弱くなるかもしれない。ま

た、地域的安全保障環境が今までよりもさらに予測不可能になるかも知れない。よって米国は、二国間または日米韓の三国間で再定義された安全保障上の結びつきが、米国の撤退の前兆ではないことを明確に示さなければならない。」

●マービン・C・オット

オットの議論は、驚くべきほど極東有事議論を先取りしている。オットは、日本が台湾海峡、朝鮮半島、南シナ海における紛争の解決に積極的役割を担うことは安全保障条約上の義務であると指摘している。

「部分的に米国の批判に応える形で、日本は国際問題全般、とくに安全保障問題についてこれまでよりも積極的な役割をひき受けはじめた。（略）

日本が未だに行っていないのは、切迫した台湾海峡、朝鮮半島における対立に対して、相互安全保障条約にもとづく義務を果たすことである。日本がそのような状況にどのように応えるかについて、確固とした政策レベルの有事計画をもっていないことは明かである。また、南シナ海において所有権と管理についての議論が激しくなっていることにつ

米下院国際関係委員会
アジア太平洋小委員会

公聴会

「北東アジアにおける安全保障—
沖縄から非武装地帯まで」

- 開会の辞 ダグ・ビーライター（小委員会委員長）
- 証言1 パトリック・クローニン（国防大学国家戦略研究所政策上級研究教授）
- 証言2 ジェームス・J・プリツィップ（ヘリテイジ財団アジア学センター理事）
- 証言3 ジョナサン・ポラック（ランド・コーポレーション上級顧問）
- 証言4 マービン・オット（国家軍事大学国家安全保障政策教授）

いても、日本はその立場を明らかにする政策を公にしたことがない。南シナ海を南北に横断する海運通商に最も頼っているのは日本であるという事実にもかかわらずである。

しかしながら、クリントンと橋本の会談によって行われた宣言、沖縄における米国のプレゼンスの調整への日米合意は、東アジアの安全保障の要であり続ける両国の同盟関係の重大な強化を示すものである。（要約：照屋みどり）M

米軍ウォッチ

サンディエゴの市民団体 原子力空母母港化で裁判

米国内の基地閉鎖・再編が進むなかで、米西海岸の空母基地は、北部のプレマントンとエベレット（ともにワシントン州）と南部のサンディエゴ（カリフォルニア州）に集約されようとしている。

サンフランシスコ湾にあるアラメダ海軍航空基地は、現在カール・ビンソンとアブラハム・リンカーンという2隻の原子力空母の母港であるが、閉鎖が決定された。ビンソンはプレマントンへ、リンカーンはエベレットへ移り、現在プレマントンにいるニミッツが、サンディエゴを母港にしようとしている。それを含めて、海軍は建造中の空母ステニスなど3隻の原子力空母を将来サンディエゴを母港にするとの提案をしている。

現在、サンディエゴには通常型空母2隻（キティホーク、コンステレーション）が母港化されているが、原子力空母はない。コンステレーションは1998年にも横須賀に来てインデペンデンスと交替する。

新しく原子力空母を母港にするということで、原子炉関係の修理工場を建設したり、湾を深くするための浚渫をしたりする必要があり、海軍は国家環境政策法（NEPA）に基づく大部の環境評価書（EIS）を作成した。

地元サンディエゴの市民団体である、サンディエゴ平和資料センター、環境保健連合などは、EIS草案段階でその不十分性を指摘して意見書を提出した（95年6月26日）。この意見書には本誌のPCDSや、日本の「ネパの会」も名を連ねている。

今年になって、海軍がいよいよ浚渫工事を始めようとしたとき、96年5月28日、前述した地元の二団体のほか、サンディエゴ潜水評議会、経済・環境の正義をめざす南西部ネットワーク、軍事毒物問題全国委員会などが加わって、一時差し止め（Temporary Restraining Order）の訴えを起こした。

訴えの結果、7月25日まで浚渫を行わない命令が下され、7月22日に公聴会が開かれることになっている。市民団体は、

それ以前に全面提訴する準備を進めている。

米国の一連の空母の配置替えは、日本の横須賀への空母母港政策とも密接な関連があり、注目に値する。（キャロル・ジャーンコウ（サンディエゴ平和資料センター））

米海軍が市民の暴露に反応? 驚くべき配備政策の変更

6月16日、共同通信は驚くべき米海軍の政策変更を報道した。「横須賀を母港とする空母を、米海軍は今後は湾岸地域に派遣しない」というのである。

もし本当だとすれば、これは実に大変な政策変更である。日本への空母母港化の歴史的な経緯からも、現在米軍のおかれている国際環境からも、素直には受け入れることのできないものである。

空母の数が11隻に減ったいま、インデペンデンスを将来にわたって極東に張り付ける余裕など、米海軍にはない。

空母の動向をフォローしているものは誰しも、平和資料協同組合が米情報公開法を使って2ヵ月前に暴露した事実を想起した。その内容は本誌第19号に詳しく紹介されている。「洋上配備の7割を極東外に費やしており、在日米軍は安保

8ページへつづく ➔◆

沖縄米軍基地問題 公式協議の流れ

昨年秋以来の沖縄の米軍基地返還要求の高まりを受け、まず、政府と県レベルで「沖縄米軍基地問題協議会」が設置された(95.11.17)。翌々日、日米両政府間においては、「沖縄における施設及び区域に関する特別委員会(SACO)」が設置された(95.11.19)。

これまで沖縄の要求を聞くことのなかった日本政府がようやく沖縄の声を聞く継続的な場を持つことになった。そして、沖縄の要求が、間接的ながらSACOを通して米国に伝えられる機構

がつくれた。

SACOは、4月、中間報告を行った。最終報告に向けての実質的作業は、SACO作業グループが行っている。11月には最終報告を作成し、日米安全保障協議委員会に勧告する予定である。

国と県の間の「沖縄米軍基地問題協議会」には、幹事会がおかれしており、事務レベルの協議はそこで行われている。

1月に行われた幹事会第3回会合の場において、県は、「基地返還アクションプログラム」を国に提出した。同プランは、基地全面返還を2015年までに達成しようとするものである。県は、県の考えを米国側に伝えるよう要請したが、国が実際に伝えたか否かは不明。

また、政府と県の間には、SACO中間報告実施に向けた「普天間飛行場等返還作業委員会」も発足している。

沖縄基地問題を協議する枠組みが、こみいっていでの整理することにした。

沖縄県／県議会

- ・議会 米軍基地関係特別委員会
軍用地跡地利用関係特別委員会
(96.6.28設置)
- ・総務部知事公室基地対策室
- ・企画部国際都市形成推進室(96.4.1設置)
- ・国際都市形成に向けた協議体
府内連絡協議会(各部局長レベルで構成。アクションプランなどの実行に取り組む。96.1.9設置)
市町村連絡協議会(市町村長レベルで構成。アクションプラン実行の連絡調整。95.2.28設置)
- ・県民投票実施本部、県民投票推進室
(9月8日に実施される、日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票に向けて、それぞれ、7月1日、6月24日に発足。) / •など

政府／与党

- ・防衛庁在日米軍基地に関する特別委員会
在日米軍基地問題検討作業部会
在日米軍基地問題解決促進作業部会
- ・防衛施設庁 普天間飛行場全面返還等問題対策本部
- ・沖縄開発庁普天間飛行場等の返還跡地利用問題対策本部(96.6.3設置)
- ・沖縄県に所在する米軍施設・区域等に関する諸問題についての連絡会議(防衛施設庁、沖縄開発庁、外務省で構成。1993年から7回開催されている。しかし、現在の激しく変わる情勢の中では余り機能していない。)
- ・自民党沖縄県総合振興対策進行等に関する特別調査会(橋本總裁直属。96.6.18設立。)
- ・社会民主党沖縄総合振興本部(本部長:村山党首。96.7.4設立) / •など

国と県の間の機関

- ・沖縄米軍基地問題協議会
(国と沖縄県のハイレベル協議機関。
95.11.17閣議決定。これまで3回開催。)
国側:官房長官、外務大臣、防衛庁長官など
県側:知事

- ・同上 幹事会
(国と沖縄県の事務レベル協議機関。
95.11.17閣議決定。これまで5回開催。)
国側:官房副長官(事務)、外政審議室長、
外務省北米局長、防衛庁防衛局長、
防衛施設庁長官
県側:副知事、政策調整監

- ・普天間飛行場等返還作業委員会
(委員長:官房副長官、副委員長:沖縄県副知事) SACOの中間報告実施をめざして
発足。外務省、防衛庁、大蔵省など11省庁の局長クラス、沖縄県は政策調整監などが出席。これまで1回開催。

反映
→←



日米政府間の機関

- ・日米安全保障協議委員会(2プラス2)(60.1.19設立) / 日本側:外務大臣、防衛長官 / 米側:國務長官、国防長官

- ・沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会(SACO)
(村山・ゴア会談で95.11.19設立。これまで3回開催。)
日本側:外務省北米局長、防衛庁防衛局長(以上共同議長)、防衛施設庁長官、総合幕僚會議議長
米側:國務次官補、国防次官補(以上共同議長、そのほか統合參謀本部、太平洋軍司令部、在日米軍司令部、在京米大使館次席公使)

- ・沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会(SACO)作業グループ
(特別委員会の下部機関これまで6回開催。) / 日本側:外務省、防衛庁の審議官(共同議長) / 米側:國務省、国防省次官補代理クラス(共同議長)

必要に応じ連携
→←



・三者連絡協議会

沖縄県、那覇防衛施設局及び米軍沖縄地区調整委員会の各軍の代表をもって構成。米軍基地から生じる日常的な問題を処理。

- ・日米合同委員会
(61.1.10署名の地位協定により設置)
日本側代表:外務省北米局長
米側代表:在日米軍參謀長
(日米双方とも複数の代表代理)
(原則として隔週)

・各種分科委員会

合同委の補助機関として設置
(施設分科委員会、民間航空分科委員会など)

◆← 4ページからつづく

反対していたカナダや日本も妥協を強いため、基本義務条項にはPNEに言及しないものの、見直し会議の条項でこれを扱うことを提案した。最終案は次の内容になった。

『10年ごとに開かれる見直し会議で、いずれかの条約加盟国からPNE許容の要求があった場合、全会一致の合意が得られたときにPNEの地下爆発を許可する可能性を検討するかどうかを決定する。そのように決定さ

れたとき、見直し会議は、総会にPNEの軍事利用を排除するための条項を設ける条約修正を命じる。』

この最終案には中国も同意していると伝えられる。(サイモン・キャロル(グリーンピース)の情報を中心にまとめた。) M

◆ ← 6ページからつづく
「条約など無視して行動している」という
暴露は、時節柄、米軍を慌てさせたはず
である。米軍が絶えずモニターしている

「ジャパン・タイムズ」にも、この暴露は報道されていた。

信じがたいような政策変更の背後に
どのような事情があるのか。残念ながら

「共同」の記事は、そのような関心を示していないかった。この政策変更の真偽と背景を明らかにすることは、今後の課題である。(HU) M

日誌

1996.6.21~7.5

(作成: 笠本丘生)

GP=グリーンピース／ASEAN=東南アジア諸国連合／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／OECD=経済協力開発機構／CTBT=包括的核実験禁止条約／CD=ジュネーブ軍縮会議／PNE=平和的核爆発／ICJ=国際司法裁判所

● 6月21日 パキスタン・アリ外相、インドのCTBT署名拒否について「潜在的核保有3カ国が署名しないのは無意味」と表明。

● 6月21日 CTBT交渉で中国提案の「十年後の再検討会議でPNE検討」について日本政府、認める方針固める。条約妥結を最優先。

● 6月21日 核弾頭搭載可能な米B-1B超音速長距離戦略爆撃機、エンジン故障を理由に沖縄県の米軍嘉手納飛行場に緊急飛来。

● 6月22日 橋本首相、韓国の金大統領と済州島で首脳会談。中核実験に対し、中止求めることで一致。中国孤立化避けることの必要性も指摘。

● 6月22日 仏領ポリネシアのガストン・フロス行政長官、ムルロア環礁でのリゾート・ホテルやロケット発射場建設構想断念。AFP通信。

● 6月22日 中日友好協会の孫・会長、名古屋で開催の愛知大記念シンポで講演、中核実験について「核兵器不使用宣言を信じてほしい」。

● 6月24日 CD核実験禁止特別委員会のラマカー議長、CTBTの議長条約案の修正案を各国に提示。「PNE再検討」は第8条「条約の再検討」に盛られる。

● 6月24日 社民党・村山党首、橋本首相と会談、リヨン・サミットで核実験即時中止やCTBT締結の早期実現を提言するよう申し入れ。

● 6月25日 CDラマカーリー議長、「5年経過後は疑惑国が批准せずとも計75カ国が批准すれば発効」とのCTBT発効条件案を非公式に提示。

● 6月25日 米レドガー軍縮大使、署名見送り確定になった核保有疑惑国インド抜きでも条約発効可能にするべきとの立場を明示。

● 6月25日 CTBT交渉でパキスタンのアクラム軍縮大使、インドの同条約署名拒否発表に対し翻意促す。

● 6月25日 米中両国、CTBT発効条件について大筋の妥協。米の核保有疑惑国含まなく発効可能との主張に、中が歩み寄り。

● 6月26日 池田外相、ジュネーブでCDラマカーリー議長らと会談、PNE再検討や発効条件の議長提案支持を表明。期限内妥結の必要性強調。

● 6月26日 GPの「グリーンピース号」、長崎市・長崎港松ヶ枝ふ頭に入港。7月1日まで、CTBT締結と核廃絶訴える。

● 6月26日 東京都定例都議会本会議、中核

験に抗議し即時停止を求める決議案を全会一致で可決。

● 6月27日 仏ブルゴア軍縮大使、CD本会議で演説、ラマカーリー議長の提案を受け入れる用意があると表明。核保有5ヶ国で初の支持表明。

● 6月27日 中国の沙・軍縮大使、CTBT交渉が合意のないまま28日の期限を迎えることについて、「交渉を続けるべき」と個人的見解。

● 6月27日 インド外務省、CTBT監視体制に協力しない旨CDラマカーリー議長に伝えたと表明。地震研究所などの施設5ヶ所の削除求める。

● 6月27日 米上院本会議、クリントン政権が現在続ける核実験停止の、期限切れとなる今年10月以降の核実験実施を可能にする法案を否決。

● 6月27日 リヨン・サミットで橋本首相とシラク大統領が会談。CTBT早期妥結に向けた日仏両国の緊密な協力で一致。

● 6月27日 日仏首脳会談の席上、シラク大統領の訪日日程。11月17日～20日に。核実験に対する反仏国際世論の解消の締めくくりと位置づけ。

● 6月28日 CDのラマカーリー議長、約2年半のCTBTの交渉成果をまとめた条約最終案を各国に提示し、交渉終了を宣言。次期会期冒頭に採択の見込み。CDラマカーリー議長、9月署名に自信見せ、インドに立場変更を望む。米側関係者、最終案に各国合意は可能との見通し示す。

● 6月28日 CTBT合意先送りで、広島、長崎の被爆者や市民から失望の声。

● 6月28日 核兵器使用の違法性について勧告的意見を求められているICJ、7月8日に判断言い渡す方針固める。

● 6月28日 露 Chernobyl 首相と G7 首脳がリヨン市内で会合。同首相、原発や核兵器の管理、核物質密輸などで G7 諸国と協調して克服との考え方語る。

● 6月28日 神戸市議会、総務財政常任委員会で「CTBTの締結に向けた取り組みの強化を求める意見書」議決。7月3日の本会議で全議員提案により議決、政府宛提出の予定。

● 6月28日 滋賀県長浜市議会、中国の核実験

中止を求める意見書を原案通り可決。

● 6月29日 リヨン・サミット閉幕。議長声明の中でCTBTの9月署名を確認。「条約発効まで核兵器国の大限の自制要請」と、あと1回の実験強行表明している中国を牽制。

● 6月29日 露 プリマコフ外相、リヨンで池田外相と会談、KEDOへ参加の意思表明。

● 6月29日 社会民主主義政党やグループで作る社会主義インターのアジア・太平洋委員会、中核実験禁止求める決議など採択し、閉幕。

● 7月1日 ICJ、核兵器の使用、威嚇などの違法性問う審理について、「勧告的意見」を8日に言い渡す、と正式発表。

● 7月4日 シラク大統領、訪仏中の中曾根元首相との会談で露エリツィン大統領再選に触れ、核軍縮を積極的に働きかける意向表明。

● 7月4日 核実験中止広島緊急行動委員会、8月5日に世界の子供たちの歌や踊りで「平和の集いinヒロシマ」を開催と発表。

紹介

国際シンポジウムと講演会 「核兵器ゼロの世界を目指して」

CTBT調印後の核兵器廃絶への具体的な措置を探るシンポジウム。

〈日時〉 8月2日、10時～17時45分

〈場所〉 広島国際会議場

〈共催〉 朝日新聞社、広島市、広島平和文化センター

● 講演会：広島市長・平岡敬氏、英国・反核運動家レベッカ・ジョンソン氏

● シンポジウム：キャンベラ委員会委員長・リチャード・パラー氏、広島平和文化センター理事長・大牟田稔氏他

● 入場予約必要。

● 問い合わせ：朝日新聞広島支局
「国際シンポ」係

「米軍基地の有毒物質と基地クリーン・アップに関する国際フォーラム」

フィリピンで

フィリピンから米軍が撤退した後、基地跡地の環境汚染の調査を続けてきたNGOが主催する。基地汚染について国際的関心を喚起しようと、フォーラムは、11月25日にスビックで開かれるAPECに合わせて開かれる。

米軍基地の環境汚染問題を抱える国の人々の情報交換、協力体制づくりの場となる。平和資料協同組合からも照屋が参加する。

〈日時〉 11月24日～26日

〈場所〉 スビック米海軍基地跡地

〈主催〉 「非核フィリピン連合」(NPPC)

● 問い合わせ：平和資料協同組合

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-（6ヶ月¥2,500-）です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

志澤勝彦(平和資料協同組合)、照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、立花昭(核軍縮研究会)、鈴木かずえ(グリーンピース・ジャパン)、中田眞里子(平和資料協同組合)、キャロル・ジャーンコウ(サンジェゴ平和資料センター、アメリカ)、梅林宏道